

未収金目標及び具体取組内容調査

所属	計画調整局	担当	建築指導部監察課	債権整理番号(3ケタ)	002	債権区分	強制公	債権名	行政代執行に要した費用
----	-------	----	----------	-------------	-----	------	-----	-----	-------------

1. 令和3年度の修正目標(=未収金残高目標)の達成状況 … いずれかの記号を入力 ※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

(例) 令和3年度修正目標=令和3年度当初に、令和2年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和3年度当初目標を修正したもの

過年度	B1	現年度	B1	合計(過年度+現年度)	B1
-----	----	-----	----	-------------	----

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず、目標も未達、「-」… 当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移(実績及び目標) … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

	過年度分									現年度分						合計			
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
	ア =前年度分	イ =ア-ウ (▲=増加を表す)	ウ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =エ÷ウ	ク =カ÷ア	ケ =ウ-(エ+オ)	ウ'	エ'	オ'	カ' =エ'+オ'	キ' =エ'÷ウ'	ク' =カ'÷ウ'	ケ' =ウ'- (エ'+オ')	キ'' =(エ+エ') ÷(ウ+ウ')	ク'' =(カ+カ') ÷(ア+ウ')	ケ'' =ケ+ケ'
A 令元実績	1,500	0	1,500	0	0	0	0.0%	0.0%	1,500	0	0	0	0	-	-	0	0.0%	0.0%	1,500
B 令2実績	1,500	0	1,500	0	0	0	0.0%	0.0%	1,500	0	0	0	0	-	-	0	0.0%	0.0%	1,500
C 令3修正目標	1,500	0	1,500	0	0	0	0.0%	0.0%	1,500	0	0	0	0	-	-	0	0.0%	0.0%	1,500
D 令3実績	1,500	0	1,500	0	0	0	0.0%	0.0%	1,500	0	0	0	0	-	-	0	0.0%	0.0%	1,500
E 令4当初目標	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	-	-	0	-	-	0
F 令4修正目標	1,500	0	1,500	1,500	0	1,500	100.0%	100.0%	0	0	0	0	0	-	-	0	100.0%	100.0%	0
G 令5当初目標	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	-	-	0	-	-	0

3. 令和3年度決算見込における未収金実績の状況(区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数) … 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)

分類	回収債権									整理債権						合計		
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮		⑯	
未収債権の件数	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
未収金残高	0	0	1,500	0	0	0	0	0	0	1,500	0	0	0	0	0	0	0	1,500
現年度未収債権の件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
現年度未収金残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】

- 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
 - 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況が最も進んでいる者の状況で分類する。
 - 債務者が死亡した場合、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なる場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
- ※未収債権の進捗状況 … ①→②→③⇒回収債権:④→⑤)又は⑥又は⑦又は⑧又は⑨ / 整理債権:⑩又は⑪又は⑫→⑬)又は⑭)又は⑮→⑯)

令和3年度 決算見込に おける 債務者数	1
令和3年度決算見込における 未収債権の件数(過年度+現年度)	1
令和3年度決算見込における 未収金残高(過年度+現年度) = 上記2のD(令2実績)のケ	1,500

4. 令和3年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 負債が増えても用地売却に向けた手続きを行い、債権の一部でも回収に向け進めていくか、それとも債権回収見込みなしとして不納欠損(滞納処分)の停止)とするかの判断を行う。 改めて債務者の財産調査及び隣接する土地の所有者に聞き取り調査を行い、状況の変化がないかの確認を行う。 引き続き、公売に向けた手順の確認と並行して債権の時効までに不納欠損(滞納処分)の停止)も視野に手順の確認を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 負債が増えても用地売却に向けた手続きを行い、債権の一部でも回収に向け手続きを進めていく。 改めて債務者の財産調査及び隣接する土地の所有者に聞き取り調査を行い、状況の変化がないかの確認を行う。 引き続き、公売に向けた手順の確認と並行して債権の時効までに不納欠損(滞納処分)の停止)も視野に手順の確認を行う。 公売へ向けて、市税事務所との協議を進めていく。
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> 用地売却に向けた手続きを行い、債権の一部でも回収に向け進めていく姿勢を確認した。 債権回収に向けて債務者所在地の地方自治体に実情調査を行った。 また、金融機関へ預金等の照会及び生命保険会社へ生命保険契約の実情調査を行った。 財政局市債権回収対策室の債権管理・回収研修会(基礎編及び応用編)を受講し、債権管理・回収及び不納欠損の手順の確認を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 用地売却に向けた手続きを行い、債権の一部でも回収に向け進めていく姿勢を確認した。 債権回収に向けて債務者所在地の地方自治体に実情調査を行った。 財政局市債権回収対策室の債権管理・回収研修会(基礎編及び応用編)を受講し、債権管理・回収及び不納欠損の手順の確認を行った。 令和4年3月末に債務者へ催告書を送付し、同年4月に返答があったが、生活保護の受給者であるため支払いは無理であるとの回答であった。 公売へ向けて、市税事務所と手順の確認や情報提供等の必要の有無を確認した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 債務者が生活困窮者であること。 改めて財産調査を行った結果、現時点において債権回収を見込める財産が存在しないことを再確認。 財政局や大阪府不動産コンサルティング協会等に相談を行い、代執行を行った土地が建築基準法に基づく道路に接していないため、売却できる可能性は低い、とのご意見をいただいた。また、売却できたとしても全額回収できる見込みが薄い。 隣接する土地の所有者に聞き取り調査を行い、改めて購入する意向があるか確認する必要があるが以前に断られている。 土地を公売するにあたり、土地の測量費用が必要であり、債権額が増加することが懸念される。 上記の理由により、債権回収することが極めて難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 債務者が生活困窮者であること。 債務者から生活保護受給者のため支払いが無理であるとの回答があったこと。 財政局や大阪府不動産コンサルティング協会等に相談を行い、代執行を行った土地が建築基準法に基づく道路に接していないため、売却できる可能性は低い、とのご意見をいただいた。また、売却できたとしても全額回収できる見込みが薄い。 隣接する土地の所有者に聞き取り調査を行い、改めて購入する意向があるか確認する必要があるが以前に断られている。 土地を公売するにあたり、土地の測量費用が必要であり、債権額が増加することが懸念される。 上記の理由により、債権回収することが極めて難しい。
改善策	<ul style="list-style-type: none"> 債権回収の見込みが薄く、改善策がなし。 	<ul style="list-style-type: none"> 債権回収の見込みが薄く、改善策がなし。

5. 令和4年度の取組内容 … 「1. 令和3年度の修正目標(=未収金残高目標)の達成状況」及び「4. 令和3年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 債権回収に向けて、債務者の実情調査や催告書の交付を行う。 隣接する土地の所有者に聞き取り調査を行い、改めて購入する意向があるかの確認を行う。 公売に向けた手順の確認と並行して債権の時効までに不納欠損(滞納処分)の停止)も視野に手順の確認を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 債権回収に向けて、債務者の実情調査や催告書の交付を行う。 隣接する土地の所有者に聞き取り調査を行い、改めて購入する意向があるかの確認を行う。 公売に向けた手順の確認と並行して債権の時効までに不納欠損(滞納処分)の停止)も視野に手順の確認を行う。 公売へ向けて、市税事務所と協議を進めていく。

6. 令和2年度実績における徴収率の政令指定都市比較 … 未収金残高1億円以上の債権のみ記載

① 合計徴収率について、政令指定都市20市中、大阪市の順位

□ 位

② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
過年度徴収率	0.0%	

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
現年度徴収率	—	

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
合計(過年度+現年度)徴収率	0.0%	

※ ①、②を記載できない場合は、その理由

□